

令和 5 年 2 月 2 0 日

各 位

千葉県森林組合 南部支所  
(千葉県林業サービスセンター)

安全衛生特別教育等の申請費用（受講料）について

令和 5 年 4 月より実施する安全衛生特別教育等の受講料について、下記のとおりお知らせいたします。

なお、研修日程については、決定次第ご案内いたします。

記

- 1 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 8 号該当  
2 5, 0 0 0 円（林災防会員 2 2, 0 0 0 円）
- 2 刈払機取り扱い作業に対する安全衛生教育  
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達  
1 3, 0 0 0 円（林災防会員 1 1, 0 0 0 円）
- 3 機械集材装置の運転業務に係る特別教育  
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 7 号該当  
3 5, 0 0 0 円（林災防会員 3 3, 0 0 0 円）
- 4 車両系木材伐出機械等特別教育  
労働安全衛生規則第 36 条第 6 号の 2、6 号の 3、同条第 7 号の 2 該当  
4 0, 0 0 0 円（林災防会員 3 8, 0 0 0 円）
- 5 車両系建設機械 3 t 未満特別教育  
労働安全衛生規則第 36 条第 9 号該当  
1 5, 0 0 0 円

以上